

平成26年度 事務事業評価シート

事務事業名		障害支援区分審査会				所管	福祉部 障害福祉課		
事務事業の概要	行政計画	なし	事業NO.		計画事業名	事業の開始・終了年度			
	長期総合計画体系	[基本目標]							
		[小 柱]							
		[施 策]							
	根拠法令等	法令(義務)		[法令等名]	障害者総合支援法				
	事業対象	障害福祉サービスの利用申請をする身体、知的、難病、精神障害者							
	事業目的	学識経験者等で構成する審査会において障害支援区分を判定することにより、障害福祉サービスの利用を円滑にする。							
	事業内容	調査員が実施した障害支援区分認定調査の一次判定(コンピューター判定)後、審査会において医師意見書、特記事項等をもとに二次判定業務を実施する。 ・審査委員 15人 (5人 / 1合議体 3班の合議体に分かれている) ・審査会(予定) ①定例 21回/年 ②全体会 1回/年 ・審査判定件見込数 300件							
委託の有無	なし	委託内容							
補助金の有無	国								
事務事業の実績	種 別	指標の名称 (単位)		目標値 (27年度)	23年度	24年度	25年度		
	活動指標	開催回数 (回)		21	20	20	18		
	成果指標	認定件数 (件)		330	220	336	166		
	決算額 (単位:千円)				3,295	3,514	2,893		
	事務事業コスト (単位:千円)	人にかかるコスト(人件費など)			10,043	12,495	12,940		
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			1,354	1,432	1,031		
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			0	0	0		
		総経費			11,397	13,927	13,971		
	財源項目 (単位:千円)	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0		
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			1,511	1,719	1,413				
一般財源(区負担額)			9,886	12,208	12,558				
前年度から改善した事項		障害支援区分の認定が身体・知的・精神・難病の障害者の特性に応じて適切に遅滞なく行われるように努めている。							
評価の視点	評価	評価の理由							
	必要性	3	障害福祉サービスの決定にあたり障害支援区分認定基準に照らして審査及び判定を行い、支給要否の意見を聴くために障害者総合支援法に基づき区が実施しなければならない審査会である。						
	効率性	3	委員会委員の人数は条例で定められており、審査を要する案件の特性や件数、更新時期などに応じ、委員会開催時期の調整を適宜行い効率的に実施している。						
	手段の適切性	3	障害福祉サービスの支給決定にあたり必要な障害支援区分を認定するために、障害者総合支援法に基づき区が実施しなければならない審査会であり、審査判定業務を行うために必須である。						
	目的達成度	2	障害者の状況に応じて、できる限り早期に障害支援区分の認定し、障害福祉サービスを適正に支給決定して、円滑に利用できるようにしている。						
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)					評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		
障害者総合支援法に基づき開催を義務付けられた審査会であり、障害福祉サービスの適正な給付のために現状規模の維持は必要である。なお、平成26年4月1日から「障害程度区分」について「障害支援区分」に改め、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとなった。区分の認定が障害者の特性に応じて適切に行われ、必要な支援に結びつけるように努める。						維持			